

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 燃料加工施設 (1-125))」

2. 日時：令和4年5月20日(金) 13時30分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他10名

東京電力ホールディングス 原子燃料サイクル部

サイクル技術G チームリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

九州電力株式会社 九州電力 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年4月15日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月13日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録を開始しました。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:13	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:17	まず規制庁側の出席者を紹介しますと本庁側からの所長出席者について紹介をお願いします。
0:00:26	室長タジリです本庁会議室からタジリが参加します。
0:00:31	はい、ありがとうございます。あと他島規制庁側の参加者に伊東Webからナカガワどうか、カミデとシミズ以上になります。
0:00:41	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成を説明した上で、資料の説明を開始してください。
0:00:51	日本円再処理事業部中浜です。
0:00:54	日より参加者を紹介いたします。
0:00:58	そういった、
0:01:00	タカマツ、
0:01:01	ビル内、
0:01:02	イシハラ、
0:01:04	カサモ、
0:01:05	アボ、
0:01:07	奥なんか、
0:01:08	室蘭の
0:01:10	タカハシシミズ
0:01:12	ナカハマ。
0:01:14	以上となります。
0:01:16	本日ご説明差し上げます案件でございますが、外部衝撃のうち、竜巻に関する説明書、
0:01:24	と竜巻を00-0B外竜巻を32以上に距離の説明となります。
0:01:32	よろしければ、00-02から始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:01:38	はい。よろしく申し上げます。
0:01:41	はい。日本原燃石原でございます。それでは、外竜巻0002、レビジョン9ということで4月15日に提出をさせていただいた資料になります。
0:01:51	他のこれまでのヒアリング同様、これまでの指摘事項等々を踏まえて修正をし、チェックをしたということですが今まで他の4月15日に出し

	たもので他の条文でいただいているご指摘、別紙1であれば、全体通して、そもそもちゃんと文章として、
0:02:10	流れているかと言ったりあと及びであったりいろんなコマン細かいも含めていろいろご指摘受けてます。そういったものについては、ながら整理展開をして直していくということを前提に、
0:02:21	お話をさせていただきます。縦書きのこの資料につきましては竜巻特有の問題として今回お出した資料でやはり不足点であったりもすでに今の時点で修正が必要だと思っている点について、
0:02:33	ご説明をさせていただきたいと思います。
0:02:36	まず右下6ページから、別紙1が始まっております。
0:02:43	今回の竜巻のやつにつきましてまず1点目としましては、右下16ページ、これ単純に、
0:02:53	青字で直して一段落目の文書集合ないところは主語を追加をして、しっかり説明をさせていただくということと、
0:03:00	あとその青字の後、竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋はというところで始まっている2段落分の文章なんですけど、
0:03:11	許可のものを展開して書いたというところまではこの別紙1を作るときの方針でございまして、
0:03:18	今回この後に説明する予定になってます街竜巻の32開口部の防護の話でございましてそういったものも含めて今までのヒアリングの中で、
0:03:28	動きとしてやはり、何を今回の申請対象にして何をもちその竜巻防護対象施設に対しての飛来物も含めた全体の設計方針とするのかと考えたときにこの許可のときにやはり外は、外壁のことだけを考えてこういった文章を書いていたところに、
0:03:44	フードであったりいろんなものを今、足しているいろんな説明をしています。そういったものも含めた上でやはり、設計方針としての成立性というのを今一度やはり整理をして、
0:03:54	書く必要があるかなと思ってるところがまず1点目でございます。
0:03:58	あと17ページ、これも許可を展開して書いた方が書いたんですが、2段落目です。ねた建屋内に防護されるが終了されるか防護が期待できない。
0:04:12	どんな希望対象施設だと言っていくなり建物により迷路構造とすることってというのが、建物で防護できないのに建物で防護するって言うてる日本語をそのまま読むとやはり日本語として成立してないところ、
0:04:25	個別の補足での会計の通り開口部との関係があって開口部からの飛来物の進入予定機を喪失する恐れがあるといったようなことを考えて対象設

	備を選んで設計方針を語る場所です。そういったことがわかるような、
0:04:40	設計方針として展開をさせていただくということで考えてございます。
0:04:45	あとは、
0:04:48	市の 20 ページ、これその前の、
0:04:55	設計飛来物の関係の通しの 11 ページの 3 段落目との関係ではあります。通しの 11 ページの 3 段落目見ていただきますと、構成材料運動履歴または貫通力が大きくなる資機材等とあって設置場所及び障害物有無を考慮し、
0:05:11	固定、固縛、建屋Σ撤去。
0:05:15	あと車両の運行管理等々というのを書いてます。一方通しの 20 ページを見ていただきますと運用の方で、保安規定で定めるといったときに、固定と固縛だけが今書いてあると。
0:05:27	このときの考え方としては現状あるものに対しては、収入なり撤去なりをするので、もともと運用として今後管理するんだけど固定固縛をちゃんと管理をするというつもりで書いたんですが、
0:05:41	将来にわたって資機材と外に置く場合の考え方としての管理ですね、管理としての考え方を、間違ったときには、
0:05:50	そういったものを外に置く場合にやっぱり固定固縛をするかやはり収納だったり、撤去だったり、要は調査も行うといったことも含めて全体として運用管理をするべきだろうと考えたときには、
0:06:01	やはり今、11 ページに書いてあったこと全体を、運用としては置いて定めて管理をするというのが必要ではないかと思っているところがございます。それでここも、全体として主、どういうふうにするかを、考え方を整理をしたいと思えます。
0:06:16	はい。あと別紙 23 につきましては、先ほどの別紙 1 の修正に合わせて記載を見直したということでございます。
0:06:25	あと右下 50 ページから別紙 4 が始まってございます。今回外部衝撃につきましては、別紙シリーズをそれぞれの展開の流れというのを記載を、整理をさせていただいて絵をつけさせていただいてございます。
0:06:39	はい。以前、岡野生方さんだったかと思えますけども共同計算の方針であたり強度計算書これ 4-1、5-1 とやってるところについては、
0:06:51	今一度全体でどういう構成するか整理をすると、お約束したことはこちらでも反映をさせていただきます。
0:06:57	あとは、火山でありましたが 5-1-1-4、いわゆる健全性説明書から流れてきて重大事故対象設備に関連する共同計算の方針ということで、

0:07:09	5-1-1-4、1-1-1の2-4-1、別紙4-14ですね、ここにつなげて展開をしています。
0:07:16	方針で、全体構成をして、今回の別紙シリーズで資料については記載をさせていただきました。
0:07:25	おそらく他の会社関係でも同じような展開になるんですが、
0:07:30	これやはりもう一度整理が必要だと思っている点としては、この4、竜巻でいきますとDの場合は別紙4の1から4まで順番に説明が流れてきて、特に設計方針を、
0:07:43	いろんな3で言った上で、4-4で共同方針をすると、影響度方針、経営検査の方針の前提が4-3で距離性能目標であったりというものを考えた上で、展開をしています。
0:07:55	我々今回、4-1、別紙4のように、李、SAを収容する建屋、燃料加工伊達を入れました。それは前提としては、
0:08:06	DBOの燃料加工建てということが変わらないので、同じであればここに入れても、全体の流れが繋がるだろうということで入れたんですが、今別紙のような記載を見ますと、
0:08:17	そういった流れが今ひとつ繋がってないところがありますのでそこを今一度整理をさせていただきたいと思っているところでございます。
0:08:26	はい。
0:08:26	あとで資料の1は、基本設計方針を受けた形で展開をして、せ、添付としてやはり展開が必要な部分については、
0:08:36	整理をするということで、記載を充実させていただきました。
0:08:41	あと先ほど、ちょっとすいません別紙1で言いましたすいませんもう一つ、言葉として適切じゃないところが61ページ。
0:08:50	資料の1これ基本設計方針でも同じことを言ってるんですが、
0:08:54	カッコdのところで、設計飛来物の侵入防止するため、荷重新田影響に対してと言っています。ここは、先ほどありましたように、開口部との関係で、飛来物の侵入を考えた上で、
0:09:10	実際最終的には安全機能案、竜巻防護対象施設にMaas当たらないということをもって機能喪失ない、しないということを説明しようとしていますので、
0:09:20	設計飛来物の侵入を防止するというのはちょっと言い過ぎなところがありますのでここも全体の設計方針を踏まえた上で整理をさせていただきたいと思います。
0:09:30	はい。

0:09:31	当市NOで資料の1例で67ページ、それらもそうなんですけどここで2-1、いわゆる別紙4-1で基本設計方針の繋ぎで展開をさせていただきます
0:09:45	これ基本的な考え方は、建物と関係するところが
0:09:52	設計方針の中でも出てくるところは、今回の添付の中でしっかり説明しよう。
0:09:58	ただし、設備に特化して次回に紐づくところは、
0:10:02	次回で示すということで、展開をさせていただいてます。ただ
0:10:09	その前だったかな、非常用発電機の排気孔も含めたいろんな建物の開口部との関係で今ひとつやはり前後関係含めると、
0:10:19	今回の対象なのが対象じゃないのかがはっきりしないところが、記載がぶれてるところがありますのでそこは今一度整理をさせていただくということで考えてございます。
0:10:30	はい。
0:10:32	その絡みであるのが、78ページ別紙の2に繋がりますがこの
0:10:39	医療発電機ということで一番最後に、非常用発電機の吸気系及び排気系というので項目が出てきますこれはむしろずっと読んでいくと、
0:10:50	廃棄等を対象に説明をするということで展開をしているんですがこれずっと読んでいかないと対象がよくわからないといつまでたってもですね、ということがあるのでこれも申請書の展開としてやはり頭から順番に、
0:11:03	流れていって勝氏、何を申請対象にしているのか、何を今回の説明対象にするのかっていうのがわかるような記載の展開をさせていただきたいと思います。
0:11:14	はい。
0:11:17	別紙4-2は、そういったところで次別紙4-3ということで設計方針が、
0:11:25	91ページ以降に記載をさせていただきますこちらは、先ほどあった今回の申請対象に対して設計方針を、性能目標であったり触れるところになります。
0:11:35	これ先ほどの今回の申請対象がどこなのかというのが非常に、我々として記載を、なるべく書けるところを書こうということで書いたんですが、申請対象の関係で、やはりぶれてるか。
0:11:48	外部が103ページのところの性能目標かなと思っております。この外構部との関係で書かなきゃいけないので一年生の目標として、だーっと工

	事会の方も含めた上でいろんなものを書いてますが今回の申請対象の関係でやはり、
0:12:05	どこまで書いてどこまでをお誓いをするのかってのが、全体としては、ずれているかということがありますのでそういったところを整理をしていきたいと思っております。
0:12:17	後は、すいません。
0:12:24	あと先ほどの絡みで4-4が、そのあとの添付書類としてありまして、ページは116ページ、100、116ページから、
0:12:35	別紙4-4、5-1-1-1の2-4-1でここで共同検査の方針になります。先ほどお話した通り、117ページのところ見ていただきますとまた書きで健全性説明書から重大事故対設備はお引き取りますということでここに書いてございます。
0:12:52	先ほど繋がりをといたところについては、例えばですが122ページの評価方針の頭で2.2ということで竜巻の影響を考慮する施設だということで、この1-1のと書いてあって、
0:13:05	性能目標であったり要求機能を踏まえた上でこれを達成するために強度評価をしますと言っています。
0:13:13	こういったものでそのあたりの共同計算なんかはいわゆる性能目標だったり考えた上で設定をしてるんですが、また書きのところはどことどうひもづいて説明をするのかというのが、健全性説明書で受けて、ここにつなげるというつもりで書いてはいるんですけどもそこを今一度、
0:13:31	ちゃんとなってるかどうかの整理をした上でご説明できるようにしたいと思えます。
0:13:37	はい。
0:13:39	あとは、すいません対我々がこう考えてこう書ききれてないっていうところの方策ばかりで恐縮ですけども、あと135ページとかの構造設計の図面、これも
0:13:51	先ほどあったように、許可の断面では、建物の外郭だけを相手にして構造設計の話をすればよかったんですが、今回137ページ見ていただく通り今回の個別の補足でありますけど、風土であったりいろんな、
0:14:07	改革についていわゆる構造部材をいろいろ考慮して設計を行ってますのでそういった部分で全体、必要なものがこの行動計画の中に網羅されているかという点で、今一度整理をさせていただきたいと思っております。
0:14:23	はい。

0:14:25	というのが、別紙4-4の示し方として我々として考えて作ったつもりですが、やはり整理が、今まだ、
0:14:35	不十分と思っているところがございます。
0:14:38	あと別紙5につきましては今までお出しをしている後、今後出しをする、あとスケジュールにも出しを示しをした個別の補足説明資料を展開をしたということでございます。
0:14:50	あと克明については、以前別紙6は、第1回で全部出しますと言っていますのでそこは変わっておりません。
0:14:57	ということになります。はい。
0:15:00	0002の説明は以上になります。
0:15:04	規制庁田尻です。
0:15:07	外出巻32も説明したいことがあったら合わせて言ってもらってもいいですかね多分内容がほとんど同じような関井がかぶってしまう形になるので、こちらからの指摘はできれば合わせてやってしまいたいなと思っているので、何か、
0:15:21	今の00以上に何か本日説明したいことがあればついでにやってもらえると。
0:15:27	はい、日本イシハラでございます。続けて竜巻以外竜巻32でございます。
0:15:34	先ほど、
0:15:36	申し上げなければいけなかったから大分ダブってるところありますここ特有のものプラス先ほど言い忘れというところも含めて、補足をさせていただきます、説明をさせていただきます。
0:15:46	通しページでいきますと、右下3ページですね。
0:15:51	概要のところでは恐縮でございますが設計方針のところ0シリーズでも同じでございます迷路構造の話以前からいろいろお話をさせていただいているところでございまして、
0:16:02	直接見通せない構造ということメール構造と言っています。ただメール構造だけですべてを説明しているわけではなくてですね今回、以前、防護対策設備かどうかという議論はありましたが、
0:16:17	建物として建てたもののいろんな構造物をすべて、使えるものは全部使った上で、最終的には非設計飛来物が設備に衝突しないと。
0:16:27	ここを防止できる設計とするということを書いてまして、直接見通せないことだけでそれを説明し切ってるわけではないのでこの辺の説明については、
0:16:37	先ほど0も含めて全体整理をさせていただきたいと思います。

0:16:43	はい。あとは、
0:16:47	として、全体の説明の後に、言葉としてやはりわかりづらいところであつたり我々の書いた思いが十分反映されてないところもありますので、
0:16:58	そこは例えばですけど、3、右下3ページの
0:17:02	2ポツ、設計方針の構造表共同評価のところのポツで、
0:17:08	屋根、壁及びフード、風除室自体の脱落って言ってますけどこれも全体からすると、その構造部材の脱落のことを説明したいんですけどやはりこれだと、
0:17:18	いきなり屋根が落ちてくるのかみたいな話になりますのでちょっと説明としては十分じゃないかなと。
0:17:23	思ってるところもありますそういうところは全体見直しをさせていただきたいと思います。
0:17:28	はい。
0:17:29	あと全体説明として、ここの全体通してやはりわかりづらい。
0:17:36	ところがあると思ってます
0:17:38	迷路構造っていうのを前面に立って厳正メール構造において何を守るのか、結局はぶつからないってことを言っているんで、そこによって何を説明するのが非常に曖昧になってるところが例えば12ページですけども、
0:17:53	2ポツ1のところ、
0:17:56	真ん中ですかね2ポツ1の風除室によりメール構造を形成する、建物の中で不メール構造の話をしてるのにいきなり風除室でメール構造っていうのを、
0:18:06	もともとは入口で物が入りづらいですよということを説明したいところではあったんですけどもこの辺、全体としての設計方針の繋がりがよくないかっていうところ。
0:18:18	あとは今回いろんなものの配置を、例えば第2-2であって皆さんこれ以降の図でも、いろんな配置との関係での説明をしています。この説明を一生懸命追加したんですけど、抜けてるところがいくつかあってですね例えば、
0:18:33	2.1のところ、可搬型重大事故等対処設備を配置するって書いてあるんですけどこの場所がここに書いてなくてですね。
0:18:40	これも図がマスクングなんで恐縮ですけども第2の人数の、
0:18:47	真ん中に見ていただくとオレンジのハッチングがあると思うんですけどえんじのハッチングの稼動として反対側、廊下のところに物が置かれるんですけどもそういった場所が、

0:18:58	ちゃんと特定できるように示してないといったところ。
0:19:01	あとは11ページ、同じ11ページの2.2の中で、また書きが下線のところがあって下線の部分の真ん中ですかねまた書きがあって、
0:19:12	新田待機装置を配置する計画であるから、
0:19:15	侵入を想定したとしても書いてあるんですけどこの入退域装置というのが一体何者なのか、こういった構造なのかってのが示してません。
0:19:25	実際これあの山で、その設備装置自体が、繋がってるものですのでそもそもこれを通過してくること自体が想定できないというの我々思ってます。そういった期待してる場所へのちゃんと言わないといけないんですけども結果この文章的にはですね。
0:19:39	運動エネルギー及び貫通力が低減されると言ってます。低減されると言ってしまうと低減する効果ってのがどのくらいかという説明をするのかということになるんですが実際我々はここ自体を通過できるわけではないだろうと。
0:19:51	思ってますのでそういった設計上我々が考えていることが概略等に繋がるように説明をさせていただきたいと思います。
0:19:58	はい。
0:20:00	あとは、これ全体に通してなんですがそういったところに配置しませんという設計の計画が設計をですね、述べた。
0:20:10	述べているにもかかわらず、姫アプリがどうか、進入したとしてもとかっていろいろ言ってるんですけど、配置する計画がないのであればそこで文章的には、我々の説明としては終わりかなと。
0:20:23	思っていて非常に回りくどい文章がいっぱい書いてあるという点が多々ありますのでそういったところは整理をさせていただきたいと思っております。
0:20:31	ある程度右下14ページ、文章的には13ページから繋がってます。マンホールの取り扱いです。マンホール自体は以前もどうするんだと。
0:20:41	いうご指摘があって、我々としてはロック付きのマンホールをつけますということで気圧で飛散しないようにというご説明をする。ここも計画でそういう設計ですという説明をさせていただく。
0:20:53	つもりです。多いながら開口のは、ああいったときにどうなんだみたいな話を一生懸命その後書いてますが我々として説明したいのはそもそも飛びません。
0:21:03	回答はできませんという説明をまたしっかりとさせていただく必要があるのかなと思ってます。
0:21:09	はい。

0:21:10	あとはちょっと説明を、
0:21:14	学生者も含めて、親切にしたつもりなんですけどわかりづらくなってしまったところが10右下14ページから始まる、地上2階の調査の結果のところで、
0:21:23	一応文章では書いたつもりなんですけど、
0:21:26	開口部、説明をしてるんですけど実際次、右下16ページこれもマスキングになって恐縮なんですけど、16ページでいく6番と書いてある0これ
0:21:38	風除室かなんかの、
0:21:40	屋根の表してまして、そもそも開口が上がらないので、開口部の説明として確認はちょっとお粗末ずっと行ったところがありますこの辺もちょっと全体で何を説明したいのかは、
0:21:52	今一度整理をさせていただきたいと思っております。
0:21:55	はい。
0:21:58	あとは、
0:22:01	そういったところですかね。はい。あと、右下19ページ。
0:22:07	いわゆる排気塔からの侵入の話が、4.1のまた書きであります。
0:22:14	こちら志賀田井の後設備に影響を及ぼすことはないんで鉛直方向からの衝突を想定していろいろ書いてあるんですけど実際、
0:22:24	排気塔からそもそも水平方向のものが入ってきたとしても、中の落等を考えたときには、守るべき設備が、直接的にそこになりました稲井とかです。そういう配置関係も含めて、
0:22:38	もう守るべきものに衝突しないっていうのをダイレクトに設計としてちゃんと言うと、
0:22:44	言い訳を書きすぎて心がわからないような感じになってるところをちょっと今一度見直しをさせていただきたいと思います。説明以上になります。
0:22:54	はい。規制庁田尻です。
0:22:56	竜巻4月15日に出されて他の樹脂条文上、外部調達他のやつもっていう意味になりますけどいろいろヒアリングした上で何でなんかみんながこういうところも駄目だと思いますってところの説明がなかったかなと思うんですけど。
0:23:10	とりあえず、
0:23:13	説明が多少あったところも含めてこれから確認はしていくんですけど、
0:23:16	まず全般論として言っておきながらお伝えしておきたいのが今00シリーズと補足合わせて説明してもらったところなんですけど、

0:23:25	多分特に論点になったり、こういうふうに補足でしっかり示そうとする も能が多いとは思んですけど、
0:23:30	後で設計細かく考えてく成果なんですけど、本文点プー補足資料の本文 補足資料の別紙の繋がりがわかりづらいものというか繋がってなさそう なものとかが見えるときが多い気がしていて、
0:23:43	今回この補足資料とか行くと、
0:23:47	貫通はしないけど、裏面剥離する壁とかありますとか、先ほどおっしゃ られた出入り管理とかでしたっけ、何かそういったのとかマンホール固 定しますよとかいろいろ出てきたりするんですけど。
0:23:57	本文添付との関係でどうしてるのかっていうところがようわからんところ がやっぱ多々あると思っていて、
0:24:02	あくまで新設工認の申請なので、設工認の申請の本文において設計方針 の大きなところを基礎的方針でうたわれていて、その説明書があっ て、そこで強度の説明も当然あってその補足としてこいつが現れるん ですけど、
0:24:16	何か補足資料を充実化させていくところから始まってるとな形になっ て、本文添付にちゃんと反映したのかっていう何か変な形になってしま ってるところがあるので、
0:24:24	せ、本来であれば、設計をしっかり考えた上で、本文としてこれを担保 して、その説明書をしっかりやって、例えば説明書レベルじゃないけ どデータに近いようなものとかをちゃんと補足でやってとかっていうの が、流れとしてあるはずなんですけどそういったところが、
0:24:39	ぐちゃぐちゃになってるものが多々あるかなというふうに思ってるの で、それは別にこの資料だけに限った話ではないと思っているので、そ ういった点の精査というのはJNESで当然されるべきだと思っている のでその点を踏まえた上で今後対応いただければと思います。
0:24:53	はい、乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいた形になっ てしまっているのは事実だと思います
0:25:00	そういう意味で以前から申し上げてる通り本文添付で約束すべきこと っていうのをしっかり整理をした上で、遅くに書いてあることでこれは本 来テンプレだろうと括弧内、
0:25:10	設計方針だろうということはちゃんと抽出した上で、申請書に反映して いくという作業をさせていただきたいと思います。
0:25:19	室長田尻ですよろしく申し上げます。本多くって意味でそれにぶら下が った形になるんですけど、一応いくつかの例示として、こういったとこ

	ろは当然そういう絡みですよねっていうのを今から言っていこうとは思ってるんですけど。
0:25:32	それでそこだけではないのでいちいちこっちが1から10まで言うつもりもないので、その点は全体は原燃で精査しなければいけないということ認識した上で、
0:25:40	こっからヒアリングできればと思いますのでよろしくお願いします。
0:25:43	あとすいません先ほど甲斐技師からの出席はタジリだけと言ったんですけど加来調査官も追加で参加されましたので一応ご連絡させていただきます。
0:25:51	で、00シリーズなんですけど、
0:25:54	先ほど県の中でも言及あったかと思うんですけど右下16ページのところで、
0:25:59	結局本文として担保する設計方針なのかっていうところがある数わかりづらいところがあって、右下16ページの一番下のところで、貫通及び裏面剥離を防止できる設計とするという話があって、
0:26:10	ここ自体に関しては結局保護体制を守るというところの観点で話あったんですけど、
0:26:16	先ほど言ったように補足資料の方では、素行と一致するものとは思えない設計が書かれてたりする形になってるので、
0:26:22	まずは本文として何担保するのかっていうところ、その次のページ以降も大体そうなんですけど、
0:26:28	言っている設計と違うものを添付とか補足で説明されても、それは設計としてそもそも言っていないことになるので、まずは本文事項として何を担保するのかっていうところは精査いただく必要があると思ってるんですけど。
0:26:39	その点の認識は大丈夫でしょうか。
0:26:43	はい、日本イシハラでございますはい。先ほどゼロレベルだって補足の説明をさせていただいた通りやはり風土であったり、いろんなものを含めた上の建屋の申請として、説明をしているということ後は、
0:26:57	この竜巻防護対象施設を守るために建屋として何を担保するのかというのがあり、遅食うでは正しいみたいな形になってるところもありますので、設計方針さかのぼって、やはり本文から展開をさせていただく必要があると思ってます。以上です。
0:27:13	池端です。まずはよろしくお願いしますという話なんですけど先ほど来話に出てきている貫通を防止する裏面剥離する壁であるとか

0:27:24	もう、周辺んと入れ替え設備たっけそういったもの話っていうのは、どうやって本部に落とし込もうとしてるのかっていうのは大体形できてるんですかね。
0:27:33	設計方針なので、それがないと後には本来いけないはずなんである程度形はあって欲しいと思うんですけど。
0:27:40	はい、弓削西田でございます。今回、特に防護対象施設分収納する建屋自体に、あえて設備ですなこういう、これに対して設計飛来物が、
0:27:53	衝突しないということの設計方針として、
0:27:58	侵入しがたい構造であったり開口部があった場合に入ってきてても、中の壁であったり、設備であったり、そういったものを考慮して直接当たらないということ、ちゃんと設計方針として説明をするんだということが、女川で述べるべきかなと思ってますそれと添付で具体的にそういったもので期待する
0:28:18	ものが何かという展開をして、あとは建物として、Fであったりというのを今回探してますけどもそういったものを、構造部材としてどこまで何をするのかというのを、
0:28:31	本文添付含めて展開をしていくという形かなと思っておりました。以上です。
0:28:35	社長、佐治です。最終的には出てきたのを見させていただく形にはなるんですけど、原燃のMOX建屋に関しても複数施設に関しては、異防護対策設備という形では者がいない形になっていて、
0:28:47	基本建屋で防護しますよという形になっていて、その防護という中に多少の軽重がありつつっていうところがまずあるのと、あと、
0:28:55	防護対策という1図形としてるのかどうかちょっとよくわかんないけどさっきの周辺防護施設、実際に物があるんで期待するんですよという話なのかわかんないんですけど、施設の配置等を考慮しながら
0:29:06	設計するって話なのかどうかわかんないんですけど、そういったところも本文として何どここの部分でその設計ってのはフォローできてたんですかっていう話は、こちらとしては幸田を持っているので、
0:29:16	その点も含めた上で整理して、
0:29:19	本文添付、先ほど言った本文添付補足の繋がりがちゃんとわかるように今後説明していただければと思います。
0:29:27	はい、与儀西原でございます。承知いたしました。
0:29:30	規制庁田尻です。その際になんですけど、許可との整合という意味でなんですけど、この事項に関しては基本的にそのままの形で今先ほどから話になってるようなところっていうのは天日添付資料とかの添付資料で

	書いてたものを書き下すときにどう書くかっていうところの範囲なんで、基本的に本部の設計方針言っていないと思っているんですけど。
0:29:49	添付に関しても許可添付で事細かに全部書いたわけではなくあくまで設計方針の説明資料、基本設計の説明資料として書いたものなので、そこを具体的に書いたという説明だとしたらそういう説明していただければいいですし、
0:30:00	ただ許可とそれと想定してたものを、こういう設計をして具体化するときにこういったところも追加して説明しようとしているものですよというのはそういうところも、何色の四角なのかわかんないけどこういう注釈みたいに入れられると思うんでそういったところでしっかり書いていただければいいかなと思うんでよろしくお願いします。
0:30:14	次なんですけど、右下 19 ページのところ、
0:30:18	許可添付の 5 のところで、
0:30:23	方
0:30:24	前のページから火災があって括弧 B で溢水がある形になってるんですけど、
0:30:29	先ほど侵入の話されたと思うんですけど侵入を防止するっていうのは言い過ぎで多少飛来物入ってくるようなところもあるっていう中でなんですけど、
0:30:37	今設工認の基本設計方針で書かれてるのは、外部の話外部火災であるとか外部溢水、溢水件が外部にある場合の話をされてるような気がするんですけど。
0:30:47	許可添付の 5 のところで書いてある、内部には入りませんっていうやつが、今も成り立ってるのかどうかっちゃうのが若干わからなくなっていて、
0:30:54	結果的に火災に関して言うと、内部で火災が竜巻飛来物で発生しても内部火災に包絡されますよっていう説明ができる気はしてるんですけどそのあたりってのは整理できてますか。
0:31:06	はい。与儀西田でございます。今回補足をつけさせて進入した場合にどこまで来るのか、ことを想定するのかということの確認をさせていただいた上で
0:31:19	物自体がそもそもなかったり直接そこに当たらないということで
0:31:23	通過過程で出てくるものってのがほとんど壁であったりというものだと考えると、火災が起こる可能性が極めて低いと思っている事プラス、

0:31:34	起こったとしても、今の内部火災の影響評価なり、内部火災の設計課の中に包絡されるというふうには思ったのということは確認をさせていただきます。以上です。
0:31:45	規制庁田尻です。最終的には包絡される可能性は高いとは思ってるんですけど、基本設計方針としてどこまで謳っていくのかっていうのはまた別途考えなきゃいけない話だと思っていて、今は少なくとも外部火災だけを言及される形で書かれてると思うので、
0:31:58	今の実態に合ったものとして申請書に書かなきゃいけないとか、何書かなければいけないかというところは精査いただければと思います。
0:32:06	日本原燃カサモです。今、舘さん言われた内容を開始します。発電炉が火災防護に関する火災防護の設計に飛ばしているのは理解していて、原燃で、
0:32:19	許可の添付で外部火災しか書いてなかったの、内部火災の場合は、火災影響評価区画全焼という中に含まれるってということで、今回、
0:32:29	潮汐方針の許可からの整合で外部火災だけ書いたんですけど、ちょっと侵入した場合っていうのを踏まえて、前にも書いてあるってということで、下線を書くことでちょっと検討したいと思います。
0:32:41	規制庁田尻です。多分ですね実用炉の場合プラントによりけりだと思うんですけど、例えば竜巻のときだとブロアートパネル開放されてしまったりして開口どうしてもできてしまうので、
0:32:52	中に飛来物突っ込んでくるけどその部屋自体に防護対象がないんでそこで火災発生しても大丈夫ですよと、内部火災の評価に包絡されますよとかっていうのを何か頭にとかでも言ったような覚えがあって、もともとの想定が入ってこないですよっていうのであれば外部火災だけでも説明でき得るかなと思ったんですけど。
0:33:07	今、状況が変わってきてないのか、内部には侵入し得るんですけどいうんだったら、極端な話そこに電気配線が1個とってるだけでも火災で発生するかどうかっていう話になってしまうので、
0:33:17	いちいち狭めて言う必要がないのであれば考慮したものとして書くんだったら書けばいいかなと思うのでその辺りは要は、ほかのところで、検討の結果変わったら、当然他の記載ぶりにも影響を与えるものだというめ観点で、全体内容かチェックしていただければいいかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:33:35	人間でカサモです了解その侵入するっていう設計が展開されるかっていうのを踏まえて、通ず記載を検討します。
0:33:43	町長谷ですよろしく願いいたします。阿藤。

0:33:47	別紙 1 という意味でいうと、最終的には結局外部事象をちゃんと行われるかっていうところは見ようと思ってるんですけど、今までのヒアリングで多々指摘してきているので、最終的に直ったので比較しないとあまり意味がないと思ってるので、
0:34:02	出てくればこちらも当然見ますけどその前提としては原燃がちゃんと横並びを見ながら整理したものであるという前提で見ますので、その点は認識した上で対応いただければと思います。
0:34:11	その際に、他条文との横並びというのもありますけど、運用の話のところで前のところで設計伸びてるやつの言葉を削りましたとかって話も先ほどあってで、結局戻すことにしましたという話があると思うんですけど、
0:34:24	一つの資料の中でもちゃんと並びがとれるかな、並びがとれてるかっていうところを確認するのは、現在でこれからも約これまでもやられてたはずだと思ってるんですけど、抜けとかがないようにだけ、精査いただければと思います。
0:34:39	はい。ありがとうございます。はい。そこも含めて今日ご説明した通りの内容でございますけども、我々の方でちゃんとアノウチチェックをする、作る段階でもちゃんと、そういうことを考えて作ると。
0:34:51	いうことも含めてさせていただきます。
0:34:53	社長谷ですよろしくお願いたします。で、ちょっとその自分のコメント文だけもう一気に全部最後まで行かせていただくんですけど、ちょっとページが飛んで、別紙、とりあえず 50 ページに行っていたいて、
0:35:07	今までの外部事象とかの説明に合わせてここも検討しますよという話であったんですけど、今まで明治にあまり言ってきてない中で多少今日言及もあったかと思うんですけど健全性説明書等、
0:35:19	外部事象説明書でいいのかな外部、竜巻とかそれぞれの自然現象説明書との関係で、
0:35:25	共用は別紙 4-14-2 尾野参与の添 4 という形であって別紙 4-4 から健全性説明書の話も追加されてって話だったんですけど、
0:35:34	あまり今まで意識して見てなかったんですけどや別紙 4-1 のところの下に健全性説明書が書いてあって、別紙 4-2-3 に対応するも NO ₂ 、よく見るとなっていないような気もしたんですけど健全性説明書っていうのは、
0:35:47	別紙 4-14-24 のさーんとの関係でいうと、何と何の内容まで入ってるものなんですかね、別紙 23 の内容も、何かしら盛り込もうと今されてたんですけど。今ちょっと最近見てなくて、

0:36:01	はい、乳井エリアでございますはいちょっと見栄えの形はすいません、そういうつもりで作ってなかったので
0:36:08	もともと考えていたのはこの外部衝撃だけじゃなくて溢水とかでもそうですけどこのジョイントする場所までの全体のその前に出てくる添付書類、
0:36:21	説明すべきものを、現在説明書側で受けるということを前提に考えてました。ただこれ別紙4-4で建物に対して説明をします強度評価の方針を説明しますという時に、
0:36:36	前提となることが、DBとSA建物といったときには、考えるべきことが同じですという場合には、今の考えとしては、
0:36:48	別紙4の差の内容が、DBと同じであるということを述べて特段、健全性説明書側には触れていないというのが現状の整理でございます。
0:36:58	一声とか他の条文でも同じ考え方でございます。書くべきことはそれぞれ健全性収集でも書きますけど同じだという場合には、DB側の記載を引用して、同じことをやりますということで展開をしようと思ってたところでございます。以上です。
0:37:14	規制庁鳥居です。ちょっと理解しきれなかったことがあってちょっと繰り返したたら申し訳ないんですけど、今健全性説明書で、今回はMOX建屋になってるのでこれDBのSAでも使うまで同じものです。なんで
0:37:26	設計方針であれば何だろうが同じものですよというのを理解するんですけど、
0:37:30	今は健全性説明書において、4-1から4-3の内容まで今回はたまたまかぶってるから同じずつしかわかんないけど基本4-1から4-3までの内容は、
0:37:40	健全性説明書に書くっていう説明ですが要は今後個別の
0:37:45	2、
0:37:45	あんま、
0:37:47	MOXだとないかもしれないんですけど基本的に外部事象の防護対象というのが屋外にいないので、建屋がどうしてもメインになる話なのであんまない気がするんですけど。
0:37:55	再処理施設になってくるとまた違ったりもするような気がしていてそのあたりっていうのは今の説明はどういう意図でしょうかね。はい。
0:38:03	ちょっと、この外部衝撃であると説明がなかなか難しい。例えば、すみません例題がいいかどうかわかんないですけど、溢水とかでいきますと、

	建設はDがそれぞれ防護対象設備が何か、何かあと機能喪失高さとかの設定の考え方であったり、
0:38:20	区画の考え方であったり溢水評価の水の条件であったりっていうのをそれぞれ出した上で、評価方針というのが出てきます。その評価方針のところで、
0:38:30	溢水評価のところで、S Aをジョイントすることを考えてますけどS A側、健全性説明書ですもんそもそも防護対象が何か、どういう配置で区画にいるのか。
0:38:42	そいつの機能喪失しないような高さってのは、機能喪失高さをちゃんと設計しますよというところまでは、S Lちゃんと言って、
0:38:52	D評価の内容のところでジョイントしますけども、そこでD Bで売ってる一声のところが入っていると言われると、
0:39:03	唯一入ってないのが、水源の考え方とか、そういうところは、D Bと同じですというつもりで、特段、S L Iに書いてないというそういった片付けを考えた上で整理をしていたところでした。以上です。
0:39:18	成長タジリです。なんで、事象のは、事象の発生元っていうか、ハザードの持とうとかそういったところに関しては共通の部分であればそこは省略するけど他の部分は基本的にそれぞれのところを書いてっていうことで今のお話だと、
0:39:30	例えば別紙4-3に書いてある性能目標とかの話まで今、点線に書いてましたっけ。
0:39:36	日本イシハラでございます。性能目標については今、ちょっとこの4-4の記載は今ひとつではあるんですけど読む4か、4-3に書いてある性能目標建屋に対するの目標は、D BのS M確か同じだということで、
0:39:53	特段、建設ページに書かずに、この4-4でジョイントしたときに、考えるべき性能目標は、4の三瓶塩野さんでD Bの
0:40:04	設備を収納する建屋という燃料加工建屋と同じを考えて、構造設計なりの評価をしますということを謳っています。考えています。以上です。
0:40:15	規制庁丹治です。リンク張って同じですというような形かわからないんですけどそういうふうなところで読めるようになってるっていうこ等で理解はしました一応S Aの担当とかにも伝えるし自分でも見る範囲を見ておこうと思うんで今後、
0:40:26	来週でしたっけS Aとかもやる予定だったと思うんで、そこんところで改めて話すことになるかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:40:37	規制庁田尻です別紙4の鈴木加瀬いただきまして、

0:40:45	同じような話は省かせていただきます直接見通せないっていうのがそもそも、設計として何を言ってるのかわかんないとか侵入という言葉とかを何か直されるような話を言っていたような気がするので、そういったところを省かせていただいて、
0:41:02	先ほど
0:41:05	別紙 4 の
0:41:09	今回 A B C 形で書かれていて防護対策衛藤建屋の話と、内包されるやつと、
0:41:15	願い取り入れるやつと、期待できないものっていう形で書かれていて、
0:41:20	並びを取られるような話をされてたかと思うんですけど先ほど一瞬別のところで話をした性能目標とかの話で、
0:41:27	謳っているものとうたっていないものとかがあるのでその並びを検討していただくのと、
0:41:32	これは例えばという形なんですけど例えば 103 ページとかで、ちょっとまた後で戻るんですけど少し飛ばしていただいて 103 ページなんですけど、
0:41:40	今ここ、対象施設の非常用発電機の吸気系とか排気系っていう形になってるんですけど、
0:41:45	性能目標のところに行くと、建屋の開口部は迷路構造として言って建屋の方の構造強度の性能目標とか書いたりしていて、
0:41:53	それぞれ何を目標としてるのかちゅうところがわかりづらいところがあって、この内容だから今回謳おうとしているようにも見えたんですけど、そもそも今回の申請対象をどこまで述べるのかっていうところ、平通は対象じゃないと言ってるところでそのまま切ってるところとか、
0:42:09	多少述べてるところがあったりすると思うんですけど、
0:42:12	今回設計としてどこの部分をうたわなければいけないのかという整理もここには関係してきちゃうと思うので、その点も踏まえた上で全体像を整理いただければと思います。
0:42:22	はい、乳井西田でございますはい。
0:42:25	そもそも、やはり建物として何を、今回、設計として示すのかっていうのを整理をするというのと、先ほどの侵入するしないも含めて全体の設計方針、あと防護対象として示している設備等今回か第 1 回として申請する。
0:42:41	対象物の記載の整理というのは全体通してあり、やる必要がありますのでそこを整理をさせていただきます。以上です。院長大事ですよろしく

	お願いいたします。次が、前にすいません説明を聞いたかどうかの確認になるかもしれないですけど87ページのところで、
0:42:57	コンクリートの設計基準強度を250にするか300にするかとか、ところ って、
0:43:02	前に何かお聞きして答え聞きましたっけ。
0:43:15	日本原燃徳永でございます。ちょっとそのご指摘、すいません、伺った 記憶がないんですけども、それについては、既許可、既認可から、 300で計算をして、
0:43:26	いるところでして、その基準強度をそのまま用いているというところ で、この記載をしているというところになります。以上です。
0:43:34	社長田尻です。聞いたのがすごい前にかつ最初だった加茂楠田とかも定 かではないんですけど、模委員から用いてる値をそのまま用いていると いうことですねだから差分として別に何かを生じたわけではなくて、
0:43:45	今までの設計の計算に基づきながら改正されてるということで一応理解 いたしましたちょっと過去のデータとかをしてみるの、必要があった らまた何か確認させていただきます。
0:43:56	乳井西田、加古ちょっと調べるのとあとのうちも違う数字を使ってるん で既認可から同じですというのも含めて備考に説明をちゃんと確認させ ていただきます。以上です。
0:44:07	社長館ですよろしくお願いいたします。
0:44:18	を回させていただきます、
0:44:28	共同計算の方針とかのところも先ほど来話している
0:44:34	貫通だけは増えるやつとかあの中の、
0:44:38	類管理の話とかどこまで伸びるかとか、先ほど図が追加されるようなお 話をされてたんでそういうところは補われると思ってるんですけど。
0:44:45	最低限本文の添付で、うちが知りたい最低限の内容が確認できるように 補足にして見たことないやつが現れるということだけ止めていただけれ ばと思うんでその辺よろしくお願いいたします。
0:45:00	はい、日本ギリシャでございます。先ほどご指摘いただいたのも含めて 合いそういう整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:45:08	規制庁タジリです、藤岡さん言う形で大変申し訳ないんですけど最後 共同計算、評価の結果のところも書いてあるのは
0:45:16	貫通も裏面剥離も防ぐ壁の話までだけが書いてあって、計算結果とかも 多分貫通だけ防ぐやつは載ってなかったりするの、
0:45:25	それってじゃあ結局仕様表にはどう書かれるのかとか、今まで使用でき てきたのって

0:45:31	450 でしたっけ、多分 198 とかんとところまでのやつだったら何かしら対応されますよっていうところを聞いてきてるんですけど。
0:45:38	結局、どの数字が担保されるんでしたっけっていうのがわかりづらい残ってしまってるような気がするので、
0:45:44	本文事項としてさっきまで業績方針ばかり言ってましたけど仕様表として、基本設計方針として本文で担保するもの、それを踏まえて計算結果含めて添付で書くものでそれを補足するものを、今回、竜巻 32 なんですけど、
0:45:57	竜巻 32 はこの後ちょっと校正とかの話で突っ込ませていただくんですけど、
0:46:02	今日こい通に書かれてる内容が本文で物の関係がわからないぐらいたくさん文章変えたりするのでその辺りの関係は整理いただければと整理されるというふうには聞いたんですけど、教えていただければと思うのでよろしく願いいたします。
0:46:20	はい、米田でございますはい。本部での約束であったり添付での評価の内容ですねあと評価の上限として期待している、寸法とかのものですねこういったものが、
0:46:32	仕様表との関係でどう、どう整理されるのかっていうのがおっしゃっていただいた通りだと思いますので、添付の図面であったり、添付の評価で出てくるものであったり仕様表で示すもの、そういったものが、
0:46:44	なぜそうなのかというのも含めた上で整理をさせていただきたいと思います。
0:46:49	部長館ですよろしく申し上げます。最後操作津崎 32 に関連して本当は本文添付突っ込みたい内容なんですけど本文添付だとわかりづらかったのでこれを使いながらなんですけど、
0:47:00	まずあの補足としてなんですけど、
0:47:02	一応こいつの概要のところでも述べてますけど、ボックスも今後の最終とかも含めて使われようとしてるんじゃないかなと思うところなんですけど、今こいつの構成自体が、
0:47:13	MOX とかを今時点でイメージされてるかどうかわかんないんですけど、他の構成と違うんじゃないかなと思っていて、本部補足本部で述べ、大きな方針述べた上で、別紙っていうのは、個別の設備であるとか、その対象に応じた本当のパラメーターとかだけを述べるようなイメージかなと思ったんですけど、これはそういうふうには今見えないので、
0:47:32	そもそもこの 3 ページ 4 ページに書いてある情報が、

0:47:36	なんか若干中途半端なんじゃないかなっていう気はするんですけどそのあたりはすいません現時点でまだ中身を詰めてる段階なんで、校正まで手がおよんでなかったのか知らないんですけど一応うちに出す以上は構成とかも意識した上で出していただくべきだと思ってるので、
0:47:49	その点踏まえた上で整理いただければと思います。
0:47:53	はい、日本イシハラでございます。はい。構成含めて再度整理をさせていただきます。一応すいません。言い訳をさせていただきますと、
0:48:02	おっしゃっていただいたように全体に対して適用するものだという場合には全体の本文としては共通的にいうことを展開をする。それも設計方針として、
0:48:14	補足で、根拠として説明するものの方針を説明した上で、別紙で、それぞれの施設であったり建屋であったりに対する個別の本文を受けた形での評価結果であったり、確認、設計の結果の詳細を示すと。
0:48:29	ということで個別補足説明資料についてはこれまでのご説明をさせていただいてございます。幾つか例外になってしまっているところがあるのはこの1ポツの概要を見ていただいたときに、
0:48:41	もう9燃料加工施設の添付書類しか出てないというところ、こういう添付幾つか補足があります。その場合にですねちゃんと整理をしなきゃいけないんですけど、おっしゃっていただいた通り、
0:48:54	この点分の補足をするという意味で共通的なことを、からさらに突っ込んで、この添付との関係での説明を使用しようとして幾つかMOXに大分偏った説明になっているのは事実でございますただ
0:49:09	今までの別紙5であったりの前回の、今日今後の分割申請も踏まえた上で、どう個別補足説明資料作るのかということのご説明の場でも、両方で使えるものは、
0:49:21	共通的に使い本文を書いて、別紙で、それぞれの計算結果なり確認結果を示すというやり方をさせていただきますと言っていたところともそごがありますのでそういったところは、ちょっと整理をします。
0:49:34	他にも同じようなのありますのでそこを含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。規制庁谷です。多分
0:49:42	それ最初にもそれぞれの分割申請の全体像それなんか考えながら補足整理してくださいねという、土肥多田に近いかもしれないんですけど、第1回申請だと、再処理施設、冷却塔しか出てこないの、何かなさそうな雰囲気するかもしれないんですけど。
0:49:56	開校後の話であるとか、

0:50:00	最初の方だと多分扉とかの防護とかの話も出てきてより良いものが増えたりはすると思うんですけど、開口部をどうやって防護するかとかの話とかってというのは、普通に行くと建屋がいる以上は何かしら説明を受けなければいけないんじゃないかなと思っていて、
0:50:14	よっぽど本文添付で綺麗に書かれて補足もいらないうですっていうふうにいえるんだったらいいんですけど、
0:50:19	なかなか現状の中でそういうこともないかなというふうな気はしているので、現時点で片方にしか関係ないけど、この資料ってというのは例えば冷却の能力とかっていうふうに言われたら、
0:50:29	フルモックスは関係ないよねってというのは理解するんですけど、建屋であるとか共通的部分がどこにでもありそうなやつってというのは先々再処理に影響しないのかで、再処理を見越すとどういったところを共通部分としてうたっておいて、別紙。
0:50:42	のところとしてM A C C S何を謳うべきかっていうところの整理をしていただいた方がいいかなというふうに思いますので、
0:50:47	特に補足資料に関してはどんどんどんどんこれーに内容追加されていくようなイメージのものだったと思うので、その点も踏まえた上で整理いただければいいかなと思うのでよろしく願いいたします。
0:50:58	はい。乳井根井志田でございます。承知いたしました。
0:51:04	規制庁谷井です。
0:51:07	補足資料なんで、言葉自体をどうこうという気はしないんですけど先ほど侵入の話にもあったんですけど
0:51:14	とりあえずまず直接見通せない構造イコールメール以下メール構造というとか、迷路構造と言われたときにその認識元でこの認識なのかもしれないんですけど、イメージが合わないときがある気がしていて、迷路構造というふうに言われると、
0:51:28	そこへよその空間への侵入自体を、を防ぐような構造のイメージを持つんですけど、現在の迷路構造ってどっちかという回り方一つみたいなイメージにも見えてしまっていて、
0:51:38	永田田井を表してるかどうかっていうところもあると思うんですけど、迷路構造の定義を規制側としてしっかり出してるわけじゃないので、絶対駄目なんでここで駄目絶対駄目と言わないですけど直接見通せない構造ってというのは防護設計の考え方としてこれで設計方針を打たれてるのかっていうところうにもなってきたら、
0:51:56	見通せなければ防護できるってというのは多分イコールではないと思っていて、曲がり角のすぐそこに防護対象がいれば、それはワンクッション

	物かワンクッションおいてぶつかるだろうという話を聞かざるをえなくなりすし、
0:52:06	そういったところも今回基本的に部屋に入ってたとしても、その部屋自体にいないかで、部屋にいたとしても、途中でさっきの申請上どう担保するかってのはまた聞きますけど
0:52:18	要はデイリーの出入り管理設備でしたっけ要は最初のゲートみたいなやつがついて、どう考えても何か入ってないですっていう説明をされたいんだと思うので、であるならば何かこの直接見通せない構造っていうのが意図を表してるのかどうかっていうところもあんま繋がってない気がするので、
0:52:33	実際問題、
0:52:34	防護対象を守れる設計であるっていう説明になってない限りは、これではなぜそれがそれでなぜ大丈夫だといえるのかっていうところを聞き続けるので、その点も踏まえた上で、
0:52:45	実際守れる設計だというのがわかるような表現を考えていただければと思います。
0:52:51	はい、二本木西田でございます。はい。私どもがもともと聞いたかった設計として何を担保するかと、いうことをちゃんと見えるように読んで読めるように、文章は考えたいと、設計をして考えたいと思いますもともと
0:53:08	まずそもそも直接当たらないということに対して何を考えてそう言っているのかってやはり、侵入者としても、
0:53:16	建物の構造を考えたときに、そこに直接物語よりも前に、壁があったりというものがあったりというようなことも考えた上で、直接そこに被害が及ぶなことにはなりませんよということをもって、
0:53:31	直接当たらないんだという説明をしています。そういったことが設計方針として、ちゃんと読めるような形で整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:53:40	市長館ですよろしくお願いいたします。
0:53:43	まず先ほど本文の話があって、次添付レベルの話なんですけど、
0:53:48	別紙以降に書かれてるやつ通たらまたいるんですけど個別に場所ごとにこういうふうなことをしますよっていうのがあるんですけど、
0:53:58	確かに細かい内容なんで最後補足でっていう話もあり得るかもしれないんですけど、
0:54:03	最低限その方針せ、説明者で読めますかっていうのがあやしいの方いるとっていて、

0:54:09	11 ページとか 12 ページのところ、これこれこうだから大丈夫ですっていう乳井木瀬乳井木曾という話であるとか、マンホールは固定されてますって話であって、別に飛散しないよう対策するとかの話を説明して軽く書いとけば別に事細かにマンホールが6 機能つきですとかっていう対応までとは思っていないんですけど。
0:54:26	最低限固定されてるという話はわかってれば、飛散防止の飛散防止対策が講じられてるっちゃう話わかってれば、そこにこれが繋がるっていうふうになるんですけど、多分今添付の設計方針って、
0:54:38	割合本文とか、許可の時に書いたものしか書いてない整理が多いと思っていて、
0:54:43	ただ今回設工認として詳細を説明しようとするときに、本文として大枠の設計方針が書かれた上で、それを説明するときに、書きゃいい情報も何か補足的に出てきてるような構成が多いような気がするので、
0:54:56	あくまで補足は補足なので、本文にも添付にも繋がってると思えないような内容を書かれると、どの話でしたっけっていうのを、このなんか外竜巻 32 という等の補足資料でやり始めなければいけなくなってしまうので、
0:55:09	今日、すいません何度も繰り返し言ったのが一応重要だから言ってるつもりなんですけど、本文添付補足資料、それぞれの関係を踏まえた上で、縦の繋がりなので、上位は本文ですと、それを説明
0:55:22	できない補足資料なので、その点踏まえた上で、
0:55:25	あればと思います。
0:55:29	はい。日本原燃者でございますはい。おっしゃっていただいたことは十分理解をしてます。はい。
0:55:37	やはり点プーでそもそも
0:55:41	何も言ってないのに、補足で舞台上で突然出てくる設計ってやはりおかしいのおっしゃる通りだと思いますので、申請書としてまずどういうことを約束しますかっていうのを本文添付でしっかりと、
0:55:55	お示しをするということをもまず第一義に整理をさせていただくということで考えたいと思います。以上です。
0:56:03	院長谷井ですよろしく願いいたします。
0:56:05	もう一度データバックとしての出席をさせていただくという形で自分から竜巻関連異常ですが生協側からすべて 00 等補足、いつでやっちゃって申し訳なかったですけど規制庁側からほかにコメント等あればよろしく願いします。

0:56:28	規制庁谷です。なさそうなので原燃の方から振り返りをお願いいたします。
0:56:36	はい。日本原燃の安保でございます。
0:56:39	振り返りですけれども、本文添付補足の繋がりが見えないのが多くて補足で言ってることが本文添付で見えないというところが、
0:56:49	ございましたので本文添付、補足それぞれでどういったことを示さなきゃいけないのかということ担保しなきゃいけないのか説明しなきゃいけないのかということをきちんと整理した上で、
0:57:00	記載の方見直しの方はしていただきます。
0:57:05	すいません。どうぞ。一つの資料がよくなる。ごめんなさい。
0:57:11	聞こえます。
0:57:12	はい。
0:57:13	規制庁コサクですけど、今、簡単に振り返られちゃいましたけど、
0:57:19	それって本らいー00の資料皆さんやって、これで大丈夫だと思って資料を作られてるはずですよ。
0:57:35	安保さん聞こえます。
0:57:37	はい。聞こえておりますはい。
0:57:41	私の今言った理解わあ、安保さんも理解してます。
0:57:47	はいおっしゃること理解しております。
0:57:50	規制庁コサクですけど、だとするとですね、やってるはずだけど、
0:57:55	我々とは認識がずれてるということであって、
0:57:59	どういう認識でや、
0:58:03	ずれていたのかそれをどう是正できるのかっていうことを振り返らないと。
0:58:07	何も改善にならないと思うんですよ。結局、僕らが指摘した部分だけ言われたように本文入れました、添付入れましたみたいになっちゃって、
0:58:18	モグラ叩きになっていつまでたってもわからないになっちゃうんですけど。
0:58:22	なんで今回そういうずれが生じたんですかね。
0:58:29	はい。日本原燃の安保でございます。はい今回補足説明資料の作り込んでいった、
0:58:35	ときに、いろいろと細かいところも説明追加したと思います。ただそういったところが、結局その本文とか添付書類の方にフィードバックできていなかったというところが、
0:58:45	問題ないかと思っております。
0:58:48	規制庁コサクですけど、

0:58:51	フィードバックっていうのは、そもそもフィック
0:58:56	フィードバックして 00 でよく上流から考え直して体系付けるっていう、
0:59:05	作業を
0:59:07	数ヶ月というか1年というか、やられたわけで、
0:59:11	足りなかったって言われてもよくわからないんですけど。
0:59:15	さっきの資料は何だったんだと。
0:59:19	00 との関係はどう整理をしたんだと、別紙ぜ、別紙5で、補足のぶら下がりがあって今のもう、
0:59:26	形式上は整理されてるんですよ。
0:59:31	日本原燃笠間です。衛藤小滝さんのおっしゃる通り私も 00 と。
0:59:37	不足を
0:59:39	並行してレビューしてたんですけど、
0:59:41	ちょっとメール構造からの展開の補足の充実にだけ目がいってしまって、
0:59:46	江藤、金関様進展との記載まで、
0:59:51	ちょっとチェックすることが、およんでなかったってのは非常に反省点で、設工認っていう、
0:59:59	基本的な考えを持てば当然見なければいけなかったところなんですけど、それができてなかったっていうのは大変反省してます。
1:00:07	はい、規制庁補足です。
1:00:11	カサモさんに
1:00:12	返答いただいたので、
1:00:16	特に最後に開口云々っていうのも、開口で話はしているけど、結局、飛来物だったり裏面剥離の破片だったり、
1:00:29	或いは途中で話になったマンホールの飛散防止だったり、
1:00:35	いろいろ話はあるって、そういうのもどこでどう解決すべきかと。
1:00:41	というのは当然考えられてで、それは仙台の設工認のときも議論をされた部分もあったと思うんですよ。
1:00:50	そういうところの経験をうまく持ってきつつ、この 00 の中で
1:00:57	上流から下流まで、
1:00:59	全体の体験を整えると。
1:01:01	いうことであって、それまでの補足、
1:01:05	ヒアリングの話っていうのはそれはそれで、内容は進めますよと。
1:01:11	行ってヒアリングをしつつ、最終的にはこの 00 踏まえて再構成をしてくださいと。

1:01:17	いう話もしていたわけなので、改めて全体見てですね、特に電力での運用もご存知なわけですから、体系的に見て、整理をして、次回出していたらいただければと。
1:01:30	いうふうに思います。よろしくお願いします。
1:01:34	はい。日本原燃笠間です。
1:01:37	何のために、日本原燃に来てるのかという話だと思しますのでしっかり。
1:01:41	確認するようになりたいと思います。
1:01:44	はい。よろしくお願いします。
1:01:49	安保さんすみません続けてください。
1:01:53	はい日本原燃の安保でございます。はい。すみません改めて清掃の
1:01:59	皆様をいたします。
1:02:01	阿藤。はい。一つの州の横並び。
1:02:06	他浅部で横並びも図っているんですけどもそこについてはまだ
1:02:11	不十分なところがあるということでしたので、こちらも引き続き精査をいたします。
1:02:18	阿藤そうですねあその瀬山ほかの不十分って言われたからやるではなくて、精査して不十分じゃないんだったら不十分じゃないんで、持ってください同じもんでいいから、
1:02:30	そしたら、
1:02:32	何か本当に行ってきますから、
1:02:35	ねえ、不十分ってそっちが思わないそのままでいいですよ。ただ、出てきたときに、変なところがあったら言いますっていうだけです言われたからやりますねってやると、多分モチベーションもありやしないだろうし、
1:02:46	必要だと思われてやらないと多分こっから先の作業きついただけなんですよ。
1:02:51	100 あるうちの 100 をうちが指摘するまで作ってルーミたいな話もそれも馬鹿らしい話なんで、自分たちとして必要なものをしっかり精査した上で対応いただければと思います。
1:03:02	規制庁コサクですけど追加で申し上げると、
1:03:05	足りてると思うんだったら今話をするということで、
1:03:09	今回、足りないと思って、改めて精査しますと言ったんでしょうから、
1:03:16	であれば、今の時点でどういうことが足りなかったとか、どういう作業をしたら足りると思うのかという考えを本来はこの場で言っていたかないと、認識の共有としては、ヒアリング、意味がないんですよ。

1:03:32	で、大体その振り返りがその領域まで来ないので、いつまでたっても進まないってことなんだとっていて、
1:03:39	領域に行くためには、事前にしっかりとレビューなり、
1:03:46	資料作成の検討をして、自分なりの考えを、自分なりというか、原燃としてなんですけど、担当者レビュー者、責任者、全体として認識を共有したものの。
1:03:58	が、我々と認識合ってるのかと。
1:04:02	いうことを話を、率直にして、ずれがあったのであれば、どうあるべきかという話をして、
1:04:09	こういうふうにあるべきだなと思うことを振り返りで行って、それを実現するものを資料として次回出していただくと。
1:04:19	ということがヒアリングで求められてるってことはご認識いただけますか。
1:04:28	はい。日本原燃の安保でございます。はい。
1:04:31	はい。そういうことははい、理解し、いたし、
1:04:36	ました。はい。
1:04:38	へえ。
1:04:40	どういうポイントで、戻りポイントが足りてないかというところ他のヒアリングでも、いろいろとご指摘いただいてるところ。
1:04:48	ありまして、許可整合の観点、
1:04:51	円ですとか、前、特に、
1:04:54	どこの大学にどういったことを書いていくかといった繋がりのお話ですとか、
1:05:00	すいませんちょっといろいろとあるんですけども、
1:05:03	そういうことを踏まえて
1:05:06	ちょっとなかなか、
1:05:09	ちょっとそういう、
1:05:11	なかなか気づけないところも多いんですけども、
1:05:14	それにポイントを明確にして、はい。確認の方していきます。
1:05:19	はい。規制庁細田ですよろしく申し上げます
1:05:22	それーを
1:05:24	まだ何ですかね役員レベルでのレビューっていうのをどういうふうに進めるのかは今検討中だと思いますので、その整理をした以降でもいいんですけど、

1:05:39	それができてないっていうのはその大元としてこういうヒアリングで、そのポイントを明確にできてないっていうことの積み重ねがそういう状態になってると思ってますので、
1:05:49	そうならないように
1:05:53	整理をしてですね、次回以降のヒアリングでは、
1:05:57	結局ヒアリングでずれがあるってことは、原燃内でそういう整理をした作業ポイントレビューポイントというのが、こちらと十分合っていなかったっていう結論なわけで、
1:06:08	追加での項目だったり、現状やっていたものを修正するだったりという手当が必要で、
1:06:17	具体を話をするとということが大事ですから振り返り際にはそれがいえるようにということで次回以降、
1:06:25	注意をしてください。以上です。
1:06:30	日本原燃石原でございます。私が補足しちゃいけないかもしれないですけども、
1:06:35	やはり今までご指摘いただいた他の条文でもいただいているもの、我々等この別紙1なり、別紙2なりそれぞれの別紙を何のために作ってるかっていう、の目的、
1:06:49	をちゃんと理解してるかってところが、一番、
1:06:53	作成者を通してもそうですけど、弱いと思ってますので、どういう目的で作るかっていうのを考えたときに、じゃあ基本設計方針に書くべきことはどうあるべきかと。
1:07:04	いうことであったりということだと思いますそれはできてないからなんですけど、以前申し上げた共通06なりでちゃんと方針として、こちらで考えてることをちゃんと作成する側にも認識させるという意味で、
1:07:18	別に個別共通の補足としてお出しをするための資料という、思ってなくてですね、我々の中で、こういった資料を、を作るために、作る側にちゃんと認識をしてもらうための資料だと思ってますので、
1:07:32	そういうところにしっかりと書き下して、魂が込むというのはあれですけど、目的をちゃんと理解した上で資料がそれぞれ作られる、業者もその目的がわかった上でレビューをする。
1:07:44	ということがちゃんと積み重なっていくということが、体系的にかつ、アウトプットとして見えるという形にしていかなきゃいけないと思ってますそういう意味では、
1:07:54	以前から指摘を受けている基本設計方針をまず読んだときにそもそもその文章が設計方針として成立しているのか、おかしなところはないか、

	許可制度という時に協会が考えたときから設工認で詳細整形化した時にやはり、
1:08:08	ベースになるところが多少変わっていったときにですね、そういったものが基本設計方針4でわかるのかとか、そういったことも含めて、単純に許可から持ってくるのか、的適合性だから、技術基準から持ってくるのではなくて、
1:08:23	基本設計本部本部設工認の本文としてあるべき姿をしっかりと見て、作っていくという考え方で、指針が通ったものができるように、
1:08:33	ルールなり、考え方なりをちゃんとみんなで認識して作業していきたいと思います。以上です。
1:08:40	はい。規制庁コサクです。例えばですね、先ほどのメール構造なんかにしても、基本設計方針でこう書いてますというのがあったとすると、
1:08:53	別紙2はちょっと飛ばしますけど、別紙3の①の方で、その方針をどう説明が必要なのかということが整理されて、その、具体的に添付でこう書きますと、
1:09:06	いう話があり、それが別添5の方まで行くと、それに対して補足こういうのが必要ですねと。
1:09:13	いうふうにまとまっていて、それぞれで十分と思える対応を進めていくと。
1:09:20	それをやっていくと。
1:09:23	あれこれ足りないぞというようなことが出てきて、ヒアリングで言われてってこともあるかもしれませんが、そうすると、今の流れを逆流して行って、
1:09:34	補足もこれ入れるんだったらその上流の添付2行書くべきじゃないかと。
1:09:39	いう話があり、添付でこう書くということだとその条例の基本設計方針ってどうなのかと。
1:09:45	ということになりと、
1:09:47	いうことこの00がそれをつなぐ全体的な考えのポイントに、エイコス。
1:09:55	ひもづける、
1:09:58	情報になってると思うんです。
1:10:00	なので、そこをよく考えて、そのために重要な資料なんだという意識を持って対応していただければと思います。言われたから変えてるということじゃないと。

1:10:11	ということでよろしくお願ひします。そういったことをですね、少なくとも、最終補正の段階まで続けていただきたいんですけど、それを最終的に残されれば、今後維持管理する時にもう自分たちの設計って何なのかと。
1:10:27	どこに何が書いてあってわからなかった時何を見ればいいのかと。
1:10:32	ということにも繋がってくると思いますのでよろしくお願ひします。
1:10:37	はい。二本木西田でございますはい。
1:10:40	別紙シリーズを、いろいろ試行錯誤をして作りこんだ時の考えはおっしゃる通りです。特に別紙5での補足説明資料が必要なものを導き出す時に、
1:10:53	何とかの補足ですと単純に括弧だと、作成する側にはずっと言い続けているんですけど、まだちゃんとできてないと思ってます。その目的をちゃんと書ければ、何のための補足なのかを添付と結びついてと。
1:11:05	ということにも繋がるますし、そもそもそこに書いたことをそのまま概要のところに書けばこの補足説明資料がいつ何を言いたいことなのかどうかというのがちゃんとわかるように、
1:11:15	別紙シリーズ別紙5なり別紙3なりっていうところで、添付との紐付けであったり、補足説明書の目的であったりということがわかるように、
1:11:25	して欲しいと、そうすることがその資料の目的であったりその達成するために必要な項目だということは、
1:11:32	言っではいるんですがなかなかそうになってないところもまた一つのまし。
1:11:36	丸悪いところかなとは思ってます。以上です。
1:11:40	はい。規制庁コサクです。当然、別紙00別紙或いは共通06だったり、を、整理されたのイシハラさんなので、
1:11:51	湯沢さんも十分認識をしていただいているところ、今言われたように、作業員までちゃんとその意識を植え付けるというのが大事だなと思ってまして。
1:12:02	その植え付ける作業っていうのも結構大変で、石原さん1人がやるってわけにはいかなくて、それがマネージャーたる人たちであったり或いはレビュー者であったりと、
1:12:14	ということだと思ってます。その点ではこの関係だとカサモさんも大事なポジションにおられると思ってて、先ほども
1:12:24	再認識をしたということでお話されましたので、今後より
1:12:31	意識して、具体的に展開してやっていただけたらと思いますので
1:12:37	今日同席されてる方皆さん、今の議論はついてきてますかね。

1:12:42	カサモさん大丈夫ですか。
1:12:44	日本カサモです。はい。ちょっと今までレビューして、ここおかしいからこう直してみたいなコメントをしたりもしてたんですけど、別紙1から別紙5までの流れっていうのを、
1:12:56	話した上で、その繋がりでおかしいところを直すっていうやり方をすれば、今回の別紙5が、添付書類、基本設計方針に反映されていないということも、
1:13:07	起こらなかったはずなので、今回、しっかりできてるスキームをうまく、
1:13:12	伝えてなく、作業者に伝えるときの伝え方も悪かったと反省してます。今日出てる人でデビュー者っていうのは、
1:13:21	ちょっと谷口さんしか出てないんですけど、
1:13:24	タニグチさんは重々承知した顔で横で聞いてますので、
1:13:28	衛藤理解できていると思いますとあと再処理側のレビュー処理を伝えたいと思います。
1:13:33	はい。
1:13:34	その上で、担当者まで浸透っていうことですけど、今日の担当者は理解しました。
1:13:44	日本原燃徳田でございます。はい、理解しております。どうしても作る時に、どうしても別紙1とかを作る時は許可を横に並べて作っていたというところで、
1:13:56	それを展開して捕捉まで展開していくんですけども、やっぱりその、
1:14:01	補足でしっかり充実化させるっていう作業にどうしても注力してしまっ
1:14:06	て、
1:14:06	そこの別紙1の別紙添付本文添付との繋がりっていうところが、どうしても作る時に、最後整合っていう関係で見過ごす。
1:14:16	作る作業をしてる時でも見過ごししてしまったのかなというところがありますので、
1:14:21	そこは改めて窮して作っていきたいなというふうに思っております以上です。
1:14:26	はい。よろしくお願いします。
1:14:34	うん。
1:14:34	安倍さん振替で終わりでしたかね。
1:14:37	で、が1日に最初にあった方がされてるんで、認識はされたとは思うので、大丈夫ですか何か確認したいことあれば聞きますけど。

1:14:49	日本原燃の安保でございます。はい。大丈夫です。はい。
1:14:54	はい、規制庁度入れ数。
1:14:55	で、今日は竜巻だけでしたよね確か。
1:15:00	はい。日本原燃志田でございますはい竜巻だけになります。はい。最後全体として規制庁が原燃が何か言いたいこととかあればなんですが、
1:15:10	大丈夫すかね。
1:15:15	軽減大丈夫ですか。はい。与儀で特にございません。はい。規制庁館です。それでは本日のヒアリングこれで終了したいと思います。録音停止 S I M M E R す。